



令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化



来月1日から、改正道路交通法が施行され、自転車の危険な運転に、新しく罰則が整備されます。重大事故を防ぐため、車も自転車も、交通ルールを遵守しましょう！

携帯電話使用等の禁止

自転車運転中に、スマートフォンなどを手で持って通話したり、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。



違反者は・・・
6か月以下の懲役
または 10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合
1年以下の懲役
または 30万円以下の罰金

酒気帯び運転の禁止

罰則対象外だった自転車の酒気帯び運転、酒類の提供や同乗、自転車の提供に対して、新たに罰則が設けられました。



違反者は・・・
3年以下の懲役
または 50万円以下の罰金
自転車の提供者は・・・
3年以下の懲役
または 50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は・・・
2年以下の懲役
または 30万円以下の罰金



日没が早くなる時期です。反射材・LEDライトを活用し事故防止を！

1 県内の交通事故発生状況(10月22日現在)

区分	発生件数	死者数	負傷者数
本年	1394	18	1600
昨年	1440	25	1617

2 交通事故死者の年代別



年代	64歳以下	65歳以上	合計
死者数	6	12	18
構成率(%)	33.3	66.7	100

- 県警のホームページにも掲載しています。
- 毎月第二・第四水曜日(祝日、年末年始を除く)に新情報をメール配信しています。(申込方法は県警HP参照)
- 二次元コードからSD情報のHPに直接アクセスできます。→

